

女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

役員に占める女性の割合 58.3% (2026年4月1日時点)

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女の平均勤続年数の差異 (＝女性の平均勤続年数－男性の平均勤続年数)

(1) 教員の平均勤続年数の差異 +0.7年

(2) 職員の平均勤続年数の差異 +5.7年 (2026年4月1日時点)

3. 男女の賃金の差異 (＝女性の平均年間賃金 ÷ 男性の平均年間賃金 × 100)

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	88.9%
正社員	84.8%
パート・有期社員	114.3%

・対象期間 2025事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

・正社員: 社外への出向者を除く

・パート有期社員: 契約社員、アルバイト、パートが該当

・賃金: 通勤手当を除く

以上



学校法人 聖心女子学院

男性労働者の育児休業等取得率等の公表

男性労働者の育児休業等の取得割合について、以下のとおり公表します。

対象期間	男性労働者の育児休業等の取得割合
2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	50%

以上



学校法人 聖心女子学院